

別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(個別施策分野)

1) 行政機能／警察・消防等

《行政機能》

防災拠点となる公共施設等の強化

(防災拠点となる公共施設等の耐震化)

- 県、市町村庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、引き続き、耐震化を推進する必要がある。

【防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県) 92.2% : H26】

【防災拠点となる公共施設等の耐震化率(市町) 75.2% : H25】

(防災拠点施設における電力の確保)

- 災害による電力途絶時にも、県、市町村庁舎をはじめとする防災拠点施設の機能を維持するため、再生可能エネルギーによる非常用電源の多重化を進める必要がある。

【防災拠点の再生可能エネルギー普及率 6.8% : H26】

業務継続計画（BCP）策定の促進

(県における業務継続計画（BCP）の見直し)

- 大規模自然災害発生時においても必要な行政機能を維持できるよう、平成24年7月に本庁版BCPを、平成26年7月には出先機関も含めた全体版BCPを策定しているが、その実効性を高めるために、不断の見直しを図る必要がある。

(市町における業務継続計画（BCP）の策定)

- 住民により身近な基礎自治体である市町は、災害対応はもとより優先すべき通常業務が数多くあるが、BCPを策定している割合が低いことから、策定に向けた支援を行うなど、業務継続体制の整備を推進する必要がある。

【業務継続計画（BCP）作成市町数 1市 : H26】

人材の育成・確保

- 災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る必要がある。

応援協定等の締結・拡充

- 災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、今後は、迅速かつ効果的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

- 県内の市町間はもとより、中国5県、中国・四国地方、九州・山口9県など、災害時の広域応援体制について協定を締結しており、平時からその実効性のある運用に向

けた取組を推進する必要がある。

【災害時の応援協定等の締結協定数 95 協定 : H27】

避難体制の整備

(避難所の運営)

- 東日本大震災の課題を踏まえ、避難所における生活環境の整備や在宅被災者への配慮が求められており、国のガイドラインに対応したマニュアルの整備や、避難所運営管理者となる人材の育成、性別や年齢が異なる多様な被災者へ配慮した避難所運営など、体制整備を進める必要がある。

【避難所運営マニュアル作成済の市町数 12 市町 : H26】

(避難所等の確保)

- 指定緊急避難場所や指定避難所の、市町における拡充を促進するとともに、大規模災害時に備えた応急仮設住宅の確保について、市町と一体となった取組を進める必要がある。

中山間地域の避難対策

- 中山間地域が県土の約 7 割を占める本県では、災害時に孤立可能性のある集落が多く存在することから、道路の寸断による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送に対応できるよう、ヘリポートの確保などに取り組む必要がある。

《警察・消防》

警察施設・消防施設の耐震化

(警察施設の耐震化)

- 警察署は、災害対策の中核的な役割を担う警察施設としての機能を確保する必要がある。また、耐震基準を満たしていない幹部交番については、適正規模での建て替えを行う必要がある。

【警察本部・警察署の耐震化率 93.8% : H26】

(消防施設の耐震化)

- 救助・救急活動の中核的な役割を担う消防施設の機能を確保するため、消防本部や消防署等の耐震化を行う必要がある。

【消防本部・消防署の耐震化率 77.3% : H26】

警察本部代替施設の機能強化

- 山口県警察本部の代替施設として指定されている山口警察署については、その代替施設としての機能を維持強化する必要がある。

救助救出活動の充実強化

(ヘリコプターによる支援体制の整備)

- 消防防災ヘリコプター「きらら」をはじめ関係機関のヘリコプターは、災害時の情報収集や救急・救助活動、物資搬送、林野火災等、広域的かつ機動的な災害対応を実施しており、こうした災害対応をより円滑に実施するため、消防防災ヘリコプター等の装備、設備等の充実を図る必要がある。

(装備資機材の整備・高度化)

- 災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、警察・消防の装備資機材の充実整備、高度化を図る必要がある。

(警察通信システムの確保)

- 警察通信システムは、非常時に備えたバックアップシステムを構築しているが、バックアップ運用となった場合の機器の交換作業手順、中継所への交通手段等について、備えておく必要がある。
- 電源供給が停止することで、警察通信システムが停止するため、無線中継所設置の発動発電機の計画的な更新を行う必要がある。

(消防救急無線のデジタル化)

- 消防救急無線のデジタル化は、県内の7消防本部において既にデジタル方式により運用中(H27.4)。電波法関係の基準改正により、平成28年5月までにデジタル方式に移行することとされており、移行期限までにデジタル化できるよう整備を進める必要がある。

【消防救急無線のデジタル化整備済団体数 7消防：H27】

交通安全施設の設備

- 災害時の停電による信号滅灯に起因する信号機の停止原因で発生する交通事故・渋滞を回避する必要がある。

【信号電源付加装置の更新 5.2箇所/年(104箇所/20年)：H26】

警察・消防等の関係機関の連携強化

- 災害現場でのより円滑な救出・救助活動の実施を図るため、警察、消防、自衛隊等の関係機関の連携強化と各種訓練を実施する必要がある。

消防職員・消防団員等の確保・育成

- 県消防学校等において、消防職員及び消防団員等の教育訓練を行っているが、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、教育環境の整備を図る必要がある。
- 過疎化・高齢化や産業構造の変化により減少傾向にある消防団員を確保するため、市町に対し、団員の処遇や装備の改善を促すとともに、広報活動や消防団協力事業所表彰等を通じて消防団員の確保に取り組む必要がある。

2) 住宅・都市／環境

《住宅・都市》

学校施設の耐震化

- 県立学校の耐震化や非構造部材の耐震対策は、耐震工事の積極的な前倒しによる取組の結果、耐震化率は全国平均を上回るなど、順調に進捗している。引き続き取組を進め、耐震化を完了する必要がある。
- 市町立学校の耐震化は、集中的・重点的な取組により、耐震化率は高い伸びを示しているものの、現時点で、平成 27 年度中の耐震化完了が困難な市町が 9 市町あるなど、引き続き積極的に取り組む必要がある。
- 私立学校の耐震化は、一定の進捗がみられるものの、引き続き耐震改築工事や耐震補強工事を実施する私立学校への支援を行い、早期に耐震化を完了させる必要がある。
 - 【県立学校の耐震化率 97.4% : H26】
 - 【市町立小・中学校の耐震化率 86.9% : H26】
 - 【市町立幼稚園の耐震化率 65.1% : H26】
 - 【私立学校の耐震化率 79.6% : H26】

住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、74.3%(H25)と、全国水準(約 82%、H25)を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物の耐震化)

- 不特定多数の者等が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物は、災害時に避難所や応急対策拠点となり得るものであることから、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画区域マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

【防災・減災対策を踏まえ改訂した都市計画マスタープランの数

0 都市計画区域 : H26】

(都市施設の整備)

- 都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地における街路や公園等の

整備を含めた面的整備を進める必要がある。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- 大規模な盛土造成地での地すべりの崩落により、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地について、市町と連携し、マップの整備を行うことにより、住民に対する情報提供を促進する必要がある。

住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- 住宅用火災警報器の設置率は、83.4%(H27、全国 15 位)であるが、寝室等の条例に適合するすべての箇所への設置率は 75.1%(H27、全国 6 位)であることから、さらなる普及啓発を行う必要がある。
- 大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

【住宅用火災警報器の設置率 83.4% : H27】

【寝室等の条例に適合するすべての箇所への設置率 75.1% : H27】

(空き家対策の推進)

- 県内の空き家戸数は、114,400 戸にのぼり、今後も世帯の減少等により、さらに増加することが予想される。適切に管理されていない空き家の放置により発生している防災上の問題等を解決するため、空き家の利活用・適正管理を促進する必要がある。

【空家等対策計画策定市町数 0 市町 : H26】

文化財防災対策の促進

- 文化財建造物の多くが木造の大規模な建築物であるとともに、その利用形態、建築物の構造等は多種多様である。文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。

内水対策の促進

(下水道(雨水)の整備)

- 昨今のゲリラ豪雨等により頻繁に発生する浸水被害の軽減を図るため、下水道(雨水)の整備を進める必要がある。

【都市浸水対策の整備完了面積 5,902ha : H26】

(内水ハザードマップの整備)

- 浸水実績のある 7 市のうち 6 市について平成 28 年度までに、残りの 1 市については平成 30 年度までに簡易的なものを含め内水ハザードマップの策定を目指し、その他の市町については策定を行うよう指導を行う必要がある。

【内水ハザードマップ整備市町数 2 市 : H26】

上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- 平成9年度以前に建設された重要な幹線管渠について耐震診断の着手を促す必要がある。
- 大規模地震、津波の発生による下水道機能の停止に対し、限られた人員、資機材で速やかに機能を維持、回復を図るため、簡易的なものを含めBCPの策定を市町に促す必要がある。

【下水道BCP策定市町数 4市町：H26】

(水道施設の耐震化)

- 水供給の長期停止を防ぐため、水道管等の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。

【上水道の基幹管路総延長のうち耐震適合性のある管の延長の割合 28.9%：H25】

(ガス管の耐震化)

- 都市ガスのガス管を、耐震性・耐腐食性に優れたポリエチレン管等に更新し、埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。

(応急給水体制の整備)

- 被災者に対し、迅速な応急給水を行うため、日本水道協会等における応急給水体制のさらなる充実を図る必要がある。

《環境》

災害廃棄物処理対策の推進

- 国の「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、県・市町が災害廃棄物処理計画を策定するなど、災害発生時に備え、災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。
- 大量の災害廃棄物が発生した場合、被災市町単独では対応困難な場合も想定されることから、国、県、市町、関係団体、事業者等が連携・協力し、迅速・適正に処理する必要がある。

【災害廃棄物処理計画の策定市町数 2市町：H26】

有害物質対策の推進

- 日常の監視により、汚染物質や化学物質の排出量削減を指導し、災害時の生活環境への排出量を最小限度に止める必要がある。
- 災害時の有害物質の排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の適正な使用・保管管理の徹底を図るとともに、流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を図る必要がある。

【環境基準の達成率】

大気(二酸化硫黄、二酸化窒素)100%

水質(生物化学的酸素要求量(河川)96.8% : H25)

3) 保健医療・福祉

災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化

○ 災害拠点病院及び救急救命センターのうち、すべての建物に耐震性のある病院の割合は全国平均(82.2%:H26)を下回っており、大規模災害時の医療体制の確保を図るため、耐震化等を促進する必要がある。

○ 社会福祉施設の耐震化率は全国平均(86.3%:H25)を下回っており、災害時の入所者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

【すべての建物に耐震性のある災害拠点病院及び救急救命センターの割合

71.4% : H26】

【社会福祉施設の耐震化率 81.2% : H25】

災害医療体制の充実

(災害拠点病院の体制強化)

○ 災害時に、多数の傷病者に適切に医療を行うことができるよう、災害拠点病院を中心とする医療機関の連携体制を構築する必要がある。

【災害拠点病院数 13病院 : H26】

(災害医療に必要な電力等の確保)

○ 災害による電力途絶時にも、災害拠点病院等の防災拠点施設の機能を維持するため、再生可能エネルギー等による非常用電源の多重化を進める必要がある。

(広域医療搬送体制の充実)

○ 県内の医療機関で対応不可能な傷病者を、他都道府県に搬送する必要がある場合、山口宇部空港に設置する広域医療搬送拠点臨時医療施設(SCU)の運営が円滑に行えるよう、定期的な訓練の実施等を通じて、DMAT・医療機関・消防機関等との連携強化を図る必要がある。

災害医療に係る人材の養成

(DMAT要員等の養成確保)

○ 多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の被災も想定される災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動ができる体制を整備する必要がある。

○ 精神科医療に対応できるよう、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要員の人材養成等を行い、体制の充実を図る必要がある。

【DMATチーム数 25チーム : H26】

【DPAT派遣体制 先遣隊を設置済 : H25】

(処置拡大救急救命士の養成)

- 大規模災害時の医師や看護師等の医療従事者の一時的な不足に対応するため、クラッシュ症候群等への対処が可能な処置拡大救急救命士の養成する必要がある。
【養成された救急救命士数 70人 : H26】

災害医療に係る関係機関の連携強化

- 広域的かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を適切に実施するため、県、市町、消防機関、医療機関等の連携体制の強化が必要である。

要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- 避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、要配慮者支援マニュアル策定ガイドラインを通じて、避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有や個別計画の策定などの市町の取組を促進する必要がある。
- 外国人は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要な要配慮者となることから、外国人住民向けの防災研修(山口県国際交流協会主催)の実施や、会議において、外国人住民への防災対策の推進をお願いする等の取組を行っているものの、未だ外国人の防災意識が低い状況にあり、平常時から外国人に配慮した防災対策を推進しておく必要がある。
- 大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める必要がある。
【避難行動要支援者名簿を作成済の市町数 13市町 : H26】

(福祉避難所の指定)

- 避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保するため、市町による指定等を促進する必要がある。
【福祉避難所の指定数 149箇所 : H26】

感染症対策の推進

- 被災地での感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種を促進するほか、衛生・防疫体制の強化に努める必要がある。
【予防接種法に基づく予防接種麻疹ワクチン接種率
第1期 97.4% 第2期 94.8% : H26】

4) 産業・エネルギー

企業BCP策定の支援

- 平成21年の実態調査では、県内企業の約半数がBCP策定の必要性を感じているにも関わらず、策定率は6%にとどまっていたことから、BCP策定の必要性や、業種

別に策定した「山口県中小企業BCPモデル」の啓発・周知により、企業のBCP策定を支援する必要がある。

【県内企業BCP策定率 6% : H21】

電力の安定供給体制の確保

(電力の長期供給停止の防止)

- 電気事業者が所有する電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき、必要に応じ発電所・送電線網や電力システムの災害対応力の強化や復旧の迅速化を図る必要がある。

(県有発電施設の老朽化・耐震化対策等の推進)

- 災害発生時に電力の長期間にわたる供給機能の停止を防ぐため、電力の安定供給に向け設備の劣化状況を的確に把握し、施設の老朽化・耐震化対策を進めるとともに、「改良・修繕10か年計画」に基づき、計画的な施設整備に取り組む必要がある。
- 電力の供給力の向上のため、新たな水力発電所の開発や既存水力発電所の更新時の出力増強に取り組む必要がある。

工業用水道施設の耐震化等

- 災害発生時に工業用水の長期間にわたる機能停止を防ぐため、工業用水の安定供給に向けた広域的な供給体制の構築や効率的な水運用などの取組を推進するとともに、重要度、健全度により優先的に更新を要する管路(延長約8km)について、「施設整備10か年計画」に基づき、計画的な更新を行う必要がある。

【工業用水道管路の更新整備延長(累計) 0.8km : H26】

石油コンビナート防災対策の強化

(石油コンビナート防災体制の強化)

- 県内には、岩国・大竹、下松、周南、宇部・小野田、六連島の5つの石油コンビナート等特別防災区域があり、化学、石油、鉄鋼などの高い技術力を誇る基礎素材型産業が集積している。
- 近年、全国的にコンビナート事故が多発する中、県内においても平成23年以降、2件の重大事故が発生し、また、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の発生時には、被害が大きい地域のコンビナートのバックアップとしても重要な役割を果たすことから、コンビナート保安・防災対策の強化を図る必要がある。
- 平成27年3月に見直した「県石油コンビナート等防災計画」に基づいて、各事業所における防災体制の強化を図るとともに、事故事例の収集、分析を通じた事故再発防止対策の徹底を図る必要がある。
- 災害時における防災関係機関との連携による防災活動を習熟するとともに、相互間の綿密な協力体制の連携強化を図る必要がある。
- 石油コンビナート等防災本部の機能強化の訓練として、シナリオ型の訓練だけでなく、ブラインド型の訓練により高度な災害対応能力を習得していく必要がある。

(石油コンビナート区域の耐震強化)

- 事故・災害が発生した場合に周辺への影響が大きいと考えられる設備については、速やかに耐震性の向上を図る必要がある。

【石油タンクの耐震基準への適合率（準特定屋外タンク貯蔵所） 54% : H25】

5) 情報・通信

業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- 応急業務や優先度の高い通常業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働を確保する必要がある。
- 災害応急対策を中心とした非常時優先業務の実施に必要なシステムの運用継続に取り組む必要がある。また、システム関係者へ計画の周知、訓練を行うとともに、最新の状況を反映した計画となるよう点検、見直しを行うことにより、県の関係団体や外部事業者と連携を図る必要がある。

多様な情報伝達手段の確保

- 防災情報システムは、平常時、災害時を問わず、常時（24時間365日）稼働を必要としており、耐災害性を確保したシステムへ更新する必要がある。
- 防災情報を迅速・的確に県民等に伝達する「災害情報共有システム（Lアラート）」の導入など、防災情報システムの機能強化を図る必要がある。

災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- 防災行政無線は、防災関係機関相互を結ぶ基幹通信回線として多目的に使用している。現在の防災行政無線はスター型の回線構成であるためループ化を行い、耐災害性を高め通信基盤の強化を図る必要がある。

(的確な情報の発信)

- 災害発生時に多様な伝達手段を用いて情報提供を行うとともに、関係機関とも連携しながら、正しい情報を的確に発信する必要がある。

孤立防止のための情報伝達体制の整備

- 携帯不感地域の縮小に向け、通信事業者において必要な整備を行う必要がある。
- 中山間地域が県土の約7割を占める本県では、災害時に孤立可能性のある集落が多く存在することから、衛星携帯電話など多様な伝達手段の確保などに取り組む必要がある。

通信事業者等の災害対応力強化

- 電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準について、災害による被災状況等(通

信途絶、停電等)を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当該基準への適合性の自己確認を実施する必要がある。

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等ネットワークの信頼性向上を推進しているところであるが、災害時に備え、避難施設等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の設置や衛星通信機器の更新・追加配備を引き続き計画的に取り組む必要がある。
- AMラジオ送信所はその電波の特性から沿岸部に設置しており、津波・高潮による災害時には、送信設備の被害が想定されることから、住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、送信所の整備等に取り組む必要がある。

6) 交通・物流

道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊の恐れがある。耐震補強実施済み数は59橋であり、引き続き、耐震補強を推進する必要がある。
- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいが、対策完了箇所数は223箇所であり、引き続き、防災対策を推進する必要がある。
- 電柱は大規模地震により倒壊するなど被害を受けやすいが、無電柱化整備済み延長は114kmであり、引き続き、無電柱化を推進する必要がある。

【橋梁の耐震補強実施数(累計) 59橋 : H26】

(道路施設の老朽化対策)

- 道路施設の老朽化により、発災時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮出来ない恐れがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。

【橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数(累計) 114橋 : H26】

道路ネットワークの整備

- 災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークを構築するため、山陰道や地域高規格道路をはじめとした幹線道路の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難や救急・消防活動の迅速化・円滑化を図るため、歩道の設置や生活道路の整備を進める必要がある。

港湾施設・漁港施設の整備等

(港湾整備事業の推進)

- 大規模災害時の緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担う港湾において、耐震強化岸壁の整備を早急に進める必要がある。また、整備効果の早期発現及びコスト

縮減を図るため、既存施設の改良による有効活用を基本に整備を進める必要がある。

- 港湾施設の老朽化により、大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できない恐れがあることから、施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を実現するための予防保全計画に基づき、施設の老朽化対策を進める必要がある。
- 国際拠点港湾及び重要港湾において、大規模地震等により突発的な港湾運営環境の危機的事象が発生しても、港湾機能の低下を最小限に抑えられるよう、対応の方針、体制等を示すとともに、それを実現するための対策をとりまとめた計画を策定する必要がある。

【耐震強化実施済岸壁数 1 施設：H26】

【岸壁と橋梁の老朽化対策整備数 2 施設：H26】

【港湾BCP策定港湾数 0 港：H26】

（漁港施設の耐震化）

- 食料等の安定供給のため、陸揚岸壁の耐震化を行う必要がある。
【陸揚岸壁の耐震化施設数 8箇所：H25】

救援物資の輸送等

- 災害応急対策活動を円滑に実施する上で、緊急輸送施設の確保は重要であり、緊急輸送施設の指定を進める必要がある。
- 離島においては、船舶による救助・救出や物資の輸送に対応できるよう、関係機関との連携を構築しておく必要がある。
- 陸上交通経路の遮断や、離島航路の不通等、最悪の事態発生時における物資の運搬等にも活用するため、漁業調査船（現2隻。平成28年7月から1隻）及び漁業取締船（2隻）の運航体制を確立する必要がある。

7) 農林水産

農地防災の推進

- 本県のため池は、江戸時代に築造されたものが多く、老朽化しており、豪雨時に決壊し、下流の人家や公共施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の廃止や改修等の対策に取り組んでいく必要がある。
- 地すべり防止区域の整備を進め、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。
- 老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞する恐れがあることから、予防保全の観点から、適時・適切な長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。
- 河川流水の流下を阻害している頭首工を改修し、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。
- 老朽化が進んでいる排水機場の改修等を行い、豪雨等による農地や人家・公共施設等の湛水を未然に防ぐ必要がある。

【ため池の整備箇所数（累計） 1,529箇所：H26】

【地すべり防止対策の実施（累計） 33地区：H25】

【長寿命化施設数（累計） 28箇所：H25】

【頭首工の改修（累計） 59箇所：H25】

【排水機場の改修整備（累計） 35箇所：H25】

農業生産基盤の整備

- 区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は、被災により、耕作放棄地化するおそれがあることから、区画整理等を行い農業生産力を強化する必要がある。
- 畑作物の生産を拡大し、食料の安定供給を図るためには、水田の高機能化を進め、土地利用率を向上させる必要がある。
- 集落営農法人を中心とした営農の継続や集落機能の維持を図るためには、本県の7割を占める中山間地域への支援が必要である。
- 耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。

【区画整理面積（累計） 22,781ha：H25】

【水田高機能化面積（累計） 1,215ha：H26】

【中山間地域直接支払制度取組面積（年間） 11,224ha：H25】

【多面的機能支払取組面積（年間） 18,351ha：H25】

農業生産体制の強化

- 市町、農業団体、普及組織、試験研究機関等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備し、普及指導活動を効率的に推進する必要がある。
- 需要の拡大に確実に対応し、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を核とした生産体制を強化するため、集落営農法人を重点対象とした機械・施設整備等低コストで効率的な生産体制を構築する必要がある。

8) 国土保全・土地利用

津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- 台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

（海岸堤防の整備・点検）

- 津波・高潮等から県民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検・診断を行う必要がある。

【農林・漁港海岸堤防の整備率（計画高までの整備と耐震化） 65.9%：H25】

【防災施設（農林・漁港海岸堤防）の点検・診断の数 0箇所：H25】

(津波・高潮ハザードマップの整備)

- 津波ハザードマップについては、県が行う浸水想定区域図の作成は全て完了しているため、今後は、市町への技術的支援を引き続き行い、ハザードマップの対象全市町での作成及び公表に向け取り組む必要がある。
- 高潮ハザードマップについては、県が行う浸水想定区域図の作成は全て完了しており、また、平成 11 年台風 18 号によって被害のあった地域を優先して一部高潮ハザードマップを作成している。今後は、市町への技術的支援を引き続き行い、対象全市町での作成及び公表が必要である。

【津波ハザードマップ整備市町数 3 市町：H26】

【高潮ハザードマップ整備市町数 8 市町：H26】

洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

- 県内の河川の整備率は 42.1% (H24) と全国平均 47.3% (H24) を下回っている。こうした中、近年県内では甚大な浸水被害が頻発していることから、河川改修やダム建設を推進する必要がある。

(洪水ハザードマップの追加整備)

- 気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に備え、引き続き、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害や市町の要望等を踏まえ、新たに水防警報河川を追加指定し、水位観測局の新設や洪水ハザードマップの作成支援等を実施する必要がある。

(河川管理施設の耐震化)

- 河川堤防の耐震対策については、背後の地盤高が低く、地震により沈下した堤防を、大潮の満潮時に海水が越えて大きな浸水被害が発生するおそれがある区間を優先的に実施しているが、整備率が低く、引き続き整備を推進する必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策)

- 排水機場及びダムの老朽化が急速に進むことから、長寿命化計画を策定し、計画的に対策を進める必要がある。

【排水機場の長寿命化計画策定数 15 施設：H26】

【ダムの長寿命化計画策定数 4 ダム：H26】

山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- 治山ダム等の整備については着実に推進しているが、近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後も計画的な整備を進める必要がある。

【治山ダム等の整備地区数（累計） 1,369地区：H26】

（保安林指定の推進）

- 水源のかん養や山地災害防止など森林の有する公益的機能を発揮させるため、保安林指定については着実に推進してきている。今後も、ダム上流や砂防指定地上流において重要な役割を果たしている森林等について計画的に保安林指定を進めていく必要がある。

【保安林指定面積（累計） 99,700ha：H25】

（荒廃森林の整備）

- 荒廃し機能の低下した森林を整備し、森林の有する公益的機能を発揮させるため、荒廃森林の整備については着実に推進してきている。今後も、人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進していく必要がある。

【荒廃森林の整備面積（年間） 532ha：H26】

土砂災害対策の推進

（土砂災害防止施設の整備等）

- 土砂災害被害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険度や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。
- 老朽化による機能低下を防止し、所定の機能・性能を維持・確保する必要があることから、土砂災害防止施設の長寿命化計画を平成28年度までに策定し、計画に基づき適正に対策を実施する必要がある。

【土砂災害防止施設の長寿命化計画策定率 0%：H26】

（土砂災害特別警戒区域等の指定）

- 土砂災害からの警戒避難を支援するため、県内全域での指定が完了している「土砂災害警戒区域」に加え、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある「土砂災害特別警戒区域」について、早期に全市町での指定を完了する必要がある。

【土砂災害特別警戒区域の指定完了市町数 5市町：H26】

迅速な復旧・復興に向けた取組

（建設産業の担い手確保・育成）

- 被災を受けた公共土木施設等の速やかな復旧を図るため、建設産業の担い手を将来にわたり確保する必要がある。
- 「山口県地域を支える建設産業担い手確保・育成協議会」を中心に、建設産業、行政機関、教育機関や就業支援機関が相互に連携し、大幅に減少している若年就業者の確保、育成に取り組む必要がある。

【建設産業の技術者・技能者の若年者比率 8.8%：H25】

(地籍調査の促進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を進めるためには、土地境界を明確にしておくことが重要であり、平成 26 年度末での県全体の進捗率は 61.3%で、全国平均の 51%を上回っている。引き続き、地籍調査の促進を図る必要がある。

【地籍調査進捗率 61.3% : H26】

(横断的分野)

9) リスクコミュニケーション

地域防災力の充実強化

(防災意識の醸成)

- 災害による被害を最小限に抑えるためには、「自らのいのちは自らが守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づく、地域防災力の充実強化を図る必要がある。
- 防災意識を醸成するため、防災知識の普及啓発や防災教育・訓練を充実させる必要がある。

(地域ぐるみの防災活動の促進)

- 各市町で図上訓練、実働訓練の実施や地域ぐるみによる防災活動の取組支援など、市町と連携して、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。
- 災害についての知識や適切な避難行動、家族の避難方法等の確認の必要性などを示した「防災教育テキスト」をすべての児童生徒に配付するとともに、災害から身を守るための知識が行動に結びつくよう、実際の災害に即した避難訓練や、大学教授・気象台職員等の専門家による防災出前授業など、実践的な防災教育に努めている。
- 県内の地域を指定し、学校・家庭・地域が一体となった実践的な防災訓練を、コミュニティ・スクール等の仕組みを活かして実施しており、子どもたちの安全をより確かなものとしていく必要がある。

【自主防災組織活動カバー率 93.2% : H27】

【コミュニティ・スクールの設置率（市町立小・中学校） 81.6% : H26】

(防災の担い手づくり)

- 災害発生後の避難、救護等を円滑に進めるため、消防団と自主防災組織が連携した地域防災の担い手の育成が必要である。

(中山間地域「やまぐち元気生活圏」づくりの推進)

- 集落の小規模高齢化が進む中、災害発生時にも、生活機能・サービスを地域で支え合うことができるよう、「山口県中山間地域づくりビジョン」に基づき、地域・市町における集落間のネットワーク化の促進を支援する必要がある。

10) 老朽化対策

公共施設等の適切な維持管理

(公共施設等の総合的なマネジメントの推進)

- 高度経済成長期とその後の約10年を中心として整備した学校・県営住宅などの公共建築物や、道路・河川などの都市基盤施設は、現在老朽化が顕在しており、その対応は緊急の課題である。
- 公共施設等の機能を継続的に維持するため、メンテナンスサイクル（点検→診断→措置→記録）を構築し、損傷が軽微なうちに補修等により長寿命化を図る「予防保全」的な対策を継続的に進め、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図る必要がある。
- 施設の老朽化等に伴う更新、修繕については、今後、施設類型ごとに策定する個別施設計画に基づき実施する必要がある。

(公共土木施設等の老朽化対策の推進)

- これまでの対症療法的な維持管理である「事後保全」から、中長期的な視点に基づき不具合や故障が生じる前に予防的に対策を行う「予防保全」へと転換し、計画的な維持管理を実施する必要がある。
- 予防保全の観点から、定期的な点検を確実に実施することにより、劣化・損傷の状況や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等を評価・診断する必要がある。
- 都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進に当たっては、技術力の確保が重要であることから、研修等を通じ、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整える必要がある

【インフラ長寿命化計画(個別施設計画策定数) 7計画：H26】

11) 研究・技術開発

衛星画像の災害時の活用

- 山口大学はJAXAと連携のもと、災害に対応した衛星画像の解析技術研究を進めている。
- 津波や地震、水害等による被災状況について、広域的な把握による救助活動、復旧・復興活動に衛星画像の活用が進められており、災害対応力の強化につながることから、衛星画像の災害時の活用に取り組む必要がある。

コンクリート建造物の品質確保

- 平成17年からコンクリート建造物の品質確保に産学官が連携して取り組んでいる。
- それぞれの分野における最新の知見や取組み等の情報を共有し、さらなる品質確保を図る必要がある。